

広島県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十七年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
宮楠 順子	呉市八幡町三 一三	みやくす整骨院	呉市本通四丁目 一一二	柔道整復	平成二六年 九月一日
土居 優介	三原市小泉町 五二〇四―二 三	土居鍼灸整骨院	三原市中之町一 一九―一	柔道整復	平成二六年 五月三日
安坂 静登	三原市西野二 一六―二二	安坂接骨院	三原市和田三 三―三六	柔道整復	平成二六年 六月一九日
河面 澄吏	府中市須町 四〇〇―六	こうも接骨院	府中市須町四 〇〇―六	柔道整復	平成二六年 八月八日
山下 泰希	広島市安佐北区 三入二丁目 三一六―八一 一〇二	やました鍼灸院接骨院	安芸高田市吉田 町山手六九〇― 七	柔道整復	平成二六年 七月二六日
入谷 一生	安芸高田市吉田町 常友一五六七―二 ア ヴニール一〇二	吉田いりたに接骨院	安芸高田市吉田町 常友一二六三― 三 信田ビル 一F	柔道整復	平成二六年 八月二七日
安坂 静登	三原市西野二 一六―二二	安坂接骨院	三原市和田三 三―三六	あん摩マッサージ	平成二六年 六月一九日
森本 武寛	三原市港町三 一四―一四	もりもと接骨院	三原市港町三 一四―一四	柔道整復	平成二六年 八月五日
長光 祐三	三原市城町二丁目 二―一五 Nビル一階	長光鍼灸整骨院	三原市城町二丁目 二―五 Nビル一階	柔道整復	平成二六年 八月二二日
佐々木 英文	廿日市市阿品台 一―三―三二	ササキ鍼灸整骨院	廿日市市串戸二 一六―一九	柔道整復	平成二六年 九月一日
橋高 孝志朗	安芸郡海田町大立町 五―一八―二〇三	ケアネット（株）たんぽぽ治療院	安芸郡海田町大立町 五―一八―二〇三	あん摩マッサージ	平成二六年 一〇月一日

赤石 頌伍	佐々木 英文	宮地 信吾	濱田 圭祐
三原市青葉台 一五―一	廿日市市阿品 台一―三―三 二	広島市西区西 川口町一五― 二七―一―〇 二	広島市安佐北 区真亀五丁目 二三―五
株式会社さ くらモンデ ックス三 原訪問鍼灸 マッサージ 院	ササキ鍼灸 整骨院	はり太郎	よつば鍼灸 院
三原市円一町三 丁目一五―三― 三〇―一	廿日市市串戸二 ―六―一九	尾道市向島町六 七七	呉市押込四―一 ―二
う はり・きゅ	う はり・きゅ	きゅう	う はり・きゅ
平成二七年 一月一日	平成二六年 九月一日	平成二六年 九月一六日	平成二六年 七月一日